

(目的)

第1条 市民の自然エネルギー活用及び省エネルギー対策を積極的に支援することにより、地球規模での環境保全やエネルギーの安定供給の確保を図り、もって自然豊かな環境にやさしいまちづくりを推進していくため、住宅用自然エネルギー及び省エネルギーシステム(以下「自然エネシステム等」という。)の設置者に対し補助するものとし、その補助金の交付に関してはこの要綱の定めるところによる。

(補助対象システム)

第2条 この要綱において、補助金の交付の対象となるシステム(以下「対象システム」という。)とは、別表に掲げる区分ごとに同表に掲げる内容を備えるものとする。

(補助の対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を備えている者でなければならない。

- (1) 市内に住所を有し、自ら居住する市内の住宅に対象システム(未使用品であるもの)を設置又は対象システムが設置された建売住宅を購入した者
- (2) 市税等を完納している者
- (3) 住宅ローン減税の適用を受ける予定の者は、全体契約金額のうちローン金額を除いた部分が自然エネシステム等の契約額を超えていること。
- (4) 対象システムを設置する住宅が交付対象者の所有物でないときは、交付対象者は建物所有者の設置承諾書により、当該所有者から事前に承諾を受けなければならない。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表の第1欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第3欄に定めるところにより算出した額(その額に1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額)以内とする。ただし、同表の第4欄に掲げる額を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、過去に市の補助金を受けて自然エネシステム等を設置した者が同一種類の対象システムの補助金の交付を受けることができない。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、山梨市住宅用自然エネルギー及び省エネルギーシステム設置費補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 設置(施工)業者との工事請負契約書の写し(対象システムが設置された建売住宅を購入する場合は、売買契約書の写し)
- (2) 対象システムの機種名及び性能が分かる書類(カタログ・保証書等の写し)
- (3) 代理人、申請者確認事項について(様式第2号)
- (4) 補助事業の実施に係る領収書の写し
- (5) 市税等納税証明請求書(様式第3号)により証明を受けたもの(他市町村から転入の場合は、前年度居住していた市町村の納税証明書)
- (6) 対象システムの設置前及び設置後の状態を示す写真
- (7) その他、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び通知)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは補助金の額を決定し、山梨市住宅用自然エネルギー及び省エネルギーシステム設置費補助金交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

2 補助金を交付しないことを決定した場合、山梨市住宅用自然エネルギー及び省エネルギーシステム設置費補助金不交付決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 申請者は、前条の交付額の決定を受けたときは、遅滞なく山梨市住宅用自然エネルギー及び省エネルギーシステム設置費補助金交付請求書(様式第6号)を市長に提出するものとする。

(補助金の交付)

第8条 市長は、請求書の提出を受けたときは、内容を確認し、申請者に対して速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金交付の取消し又は返還)

第9条 市長は、申請者が虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付、受理を受けようとした場合又は受けた場合は、補助金の交付を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(維持管理)

第10条 申請者は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から最低5年間は継続して維持管理するものとする。

(財産処分の制限)

第11条 申請者は、この補助事業により取得した財産を、市長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(補助要件)

第12条 市長は、補助金を交付した者に対し、必要に応じてデータの提供の協力を求めることができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日告示第57号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月24日告示第48号)

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(旧様式により調製した用紙に関する経過措置)

2 この告示による改正前の第1条から第112条までに規定する告示に規定する様式(以下「旧様式」という。)により調製した用紙は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

3 この告示の施行の際、現にある旧様式により調製した用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表(第2条、第4条関係)

1 交付対象設備の区分	2 交付対象となる設備の要件	3 補助金の額	4 補助限度額
住宅用地中熱利用システム	1 地中熱(地下水熱を含む)を熱源として、その熱をヒートポンプでくみあげることにより、空調又は給湯等に利用するシステム。 2 エネルギー消費効率(COP)が、3.0以上であること。 3 当該年度に購入及び設置したもの。 4 未使用品であること。 *補助対象経費：採熱井掘削・採熱パイプ・ヒートポンプ・循環ポンプ・バッファタン・設置工事	設置経費の10分の1	100,000円
住宅用太陽熱利用システム	1 平板又は真空ガラス管形状の集熱器、蓄熱槽、不凍液等の熱媒、熱媒循環ポンプ等の機器で構成され、給湯、冷暖房等に利用するソーラーシステム又は、太陽光高度利用システム 注) 集熱器と蓄熱槽が一体化された自然循環型の太陽熱温水器は対象となりません。 2 当該年度に購入及び設置したもの 3 未使用品であること *対象経費：集熱器・架台・蓄熱槽・貯湯ユニット・設置工事	設置経費の10分の1	50,000円
住宅用燃料電池コージェネレーションシステム(エネファーム)	1 ガスから水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電を行い、発電時に発生する廃熱を給湯、暖房等に利用するシステム。 2 定格運転時において0.5から1.5キロワットまでの発電能力があること。 3 当該年度に購入及び設置したもの 4 未使用品であること *対象経費：燃料電池ユニット・貯湯ユニット・設置工事	設置経費の10分の1	50,000円
住宅用蓄電池システム	1 太陽光発電システム(10キロワット未満)を設置し、同システムが発電する電力を蓄放電できる定置用リチウムイオン蓄電池であること。 2 当該年度に購入及び設置したもの *対象経費：リチウムイオン蓄電池・設置工事	設置経費の10分の1	50,000円

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

山梨市長 様

申請者 住所
氏名
電話

山梨市住宅用自然エネルギー及び省エネルギーシステム設置費補助金交付申請書

山梨市住宅用自然エネルギーシステム及び省エネルギー設置費補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 設置システム ア住宅用太陽熱利用システム イ住宅用太陽熱利用システム ウ住宅用燃料電池コージェネレーションシステム エ住宅用蓄電池システム
- 2 設置場所 山梨市
- 3 設置機種 メーカー:
型 式:
最大出力: _____ kW
- 4 着手及び完成年月日 着手: _____ 年 月 日 完成: _____ 年 月 日
- 5 補助金交付申請額 _____ 円

6 事業費の内訳

総事業費	市の補助金	国等他の補助金	自己資金
円	円	円	円

7 添付書類

- (1) 設置(施工)業者との工事請負契約書の写し(対象システムが設置された建売住宅を購入する場合は、売買契約書の写し)
- (2) 対象システムの機種名及び性能が分かる書類(カタログ・保証書等の写し)
- (3) 代理人、申請者確認事項について(様式第1号の2)
- (4) 補助事業の実施に係る領収書の写し
- (5) 市税等納税証明請求書(様式第1号3号)により証明を受けたもの(他市町村から転入の場合は、前年度居住していた市町村の納税証明書)
- (6) 対象システムの設置前及び設置後の状態を示す写真)
- (7) その他、市長が必要と認める書類

※ 過去に当補助金を交付されたことがない。(※過去に交付のある者は、補助対象外となります(第2条第2項)) はい いいえ

様式第2号(第5条関係)

代理人、申請者確認事項について

1 申請について、事務を委任する者は以下について記入して下さい。

補助金の交付申請等に係る手続を以下の者に委任します。なお、委任された代理人が行う申請書提出事務手続について、異議申し立てを行いません。

委任者 : _____

代理人住所	
氏名	(申請者との続柄)

申請者から申請事務を委任されましたので、山梨市住宅用自然エネルギー及び省エネルギーシステム設置費補助金要綱及び関係法令を遵守し、誠意をもって事務手続を代行することを誓約いたします。

下欄は代理人が自署してください

代理人氏名	
電話番号	※携帯電話等、日中連絡を取ることができる電話番号を必ず記入してください。

2 以下について全員が記入して下さい。

ア 所有者氏名 : _____

イ 住宅ローン減税(新築)の適用を受ける予定の者は、全体契約額のうち住宅ローン減税対象金額を除いた部分が対象システムの契約額を超えている。(※新築以外の場合は適用外となります。)

超えている 超えていない 適用外

ウ 対象システムの設置を予定する建物等の所有者が、申請者の他にいる場合には、以下の承諾事項を読んだ上、下記欄に住所、氏名を記入して下さい。

【承諾事項】

今般、住宅用自然エネルギー及び省エネルギーシステムの設置を予定している建物等は、私の所有に係るものであるため、当該建物等に申請者が対象システムを設置することを承諾し、申請者に対して法定耐用年数内における善良な管理義務を果たすことを条件に、申請者の設置を許可します。

所有者1	住所	
	氏名	
所有者2	住所	
	氏名	

様式第3号(第5条関係)

年 月 日

山梨市長 様

住所(所在地)

氏名(名称)

市税等納税証明請求書

山梨市住宅用自然エネルギー及び省エネルギーシステム設置費補助金交付申請に使用するため、下記の事項について証明を請求します。

記

申請者に現在、市県民税（特別徴収分、普通徴収分）

法人市民税

国民健康保険税

固定資産税（共有分を含む）

*共有分に該当する方は、その住所地を記入してください

山梨市

軽自動車税

の滞納が無いこと

以上

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

山梨市長

印

様式第4号(第6条関係)

第 号
年 月 日

申請者 様

山梨市長

印

山梨市住宅用自然エネルギー及び省エネルギーシステム設置費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった住宅用自然エネルギー及び省エネルギーシステム設置費に対する補助金として、下記の条件を付して次のとおり交付します。

記

1 交付決定番号

2 補助対象事業の内容 申請があった記載のとおり

3 補助金の額 金 円

4 その他留意事項

(1) 補助対象事業の実施に当たっては、規則及び住宅用自然エネルギー及び省エネルギーシステム設置費補助金交付要綱を遵守すること。

(2) 補助対象設備の適正な維持管理に努め、火災・事故等の防止及び周辺環境の保全に留意すること。

様式第5号(第6条関係)

第 号
年 月 日

申請者 様

山梨市長 印

山梨市住宅用自然エネルギー及び省エネルギーシステム設置費補助金
不交付決定通知書

年月日付け第号で申請のあった山梨市住宅用自然エネルギー及び省エネルギーシステム設置費補助金については、下記の理由により補助しないことを決定しましたので、交付要綱第5条第2項の規定により通知します。

記

1 理由

様式第6号(第7条関係)

年 月 日

山梨市長 様

申請者 住所
氏名 印
電話

山梨市住宅用自然エネルギー及び省エネルギーシステム設置費補助金請求書

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた山梨市住宅用自然エネルギー及び省エネルギーシステム設置費補助金について、下記のとおり請求します。

記

- 1 設置システム ア住宅用地中熱利用システム イ住宅用太陽熱利用システム ウ住宅用燃料電池コージェネレーションシステム エ住宅用蓄電池システム
- 2 請求金額 金 _____ 円
- 3 補助金振込先

金融機関名	支店名	口座番号	口座名義(申請者本人)
		普・当	(フリガナ)
			名義人

検取年月日	印
年 月 日	
使用目的 山梨市住宅用自然エネルギー及び省エネルギーシステム (_____ システム) 設置費補助金として	